

高知県教育委員会高等学校振興課地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が県立高等学校の振興を図るために配置する「高知県教育委員会高等学校振興課地域おこし協力隊」による「高校魅力化コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)の業務等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県立高等学校が地域と連携・協働し、地域資源を活用した特色ある教育活動を計画・実行していくためのサポートや生徒募集活動の充実を図るため、コーディネーターを配置し、県立高等学校の魅力化及び活性化を推進する。

(業務内容)

第3条 コーディネーターは、県立高等学校に配置し、市町村や地域住民等と連携し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生徒募集に向けた県立高等学校の広報活動(県外生徒募集を含む)
- (2) 地域との連携・協働体制の構築及び運営
- (3) 県立高等学校の教育活動の充実に向けた地域資源の掘り起こし
- (4) 県外生徒が居住するための施設や下宿及び身元引受人の確保に向けた取組
- (5) その他県立高等学校の魅力化及び活性化に関すること

(身分)

第4条 コーディネーターの身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用期間)

第5条 コーディネーターの任用期間は一会計年度の範囲内とするが、引き続き職が設置された時は、人事評価により最長3年間まで再度任用される場合がある。

(任用)

第6条 コーディネーターは、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、教育長が任用する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、県内に移し、住民票を異動させた者
- (3) 前号に規定する地域要件は、「地域おこし協力隊推進要綱」及び「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとする。
- (4) 前各号に規定するもののほか、任務に必要な技能及び資質は、募集要項に定めるところによる。

(給与、服務等)

第7条 コーディネーターの給与、服務等については、「高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」によるものとする。

(守秘義務)

第8条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退職)

第9条 コーディネーターは、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(県の役割)

第10条 県は、コーディネーターが円滑に活動を行うことができるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 活動に必要な研修の実施および他機関が主催する研修への派遣
- (2) コーディネーターに対する指導・助言
- (3) 配置校訪問による現状把握と関係者へのヒアリング
- (4) コーディネーターに対する定期的な面談の実施（オンラインミーティングを含む）

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年4月1日 一部改正